

東海市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

東海市長 花 田 勝 重

東海市条例第42号

東海市議会基本条例の一部を改正する条例

東海市議会基本条例（平成25年東海市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、いかなる場合であってもハラスメント行為を行ってはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。